

産婦健康診査 1か月児健康診査に係る 費用を一部助成します



板橋区では令和8年4月より、産婦の方と赤ちゃんのからだところの健康を守るため、健康診査の費用の一部を助成します。

対象者

※ 下記、全てに該当する方

- ▶ 令和8年4月1日以降にご出産された産婦の方と赤ちゃん
- ▶ 健診受診日に板橋区に住民登録がある方

健診・回数

- ▶ 産婦健康診査・・・2回まで（出産後2か月までに受診した健康診査）
 - ▶ 1か月児健康診査・・・1回まで（生後28日から生後41日までに受診した健康診査）
（出生日を0日目とする。）
- ※産婦健康診査は、助産所でも受けられます。
※産婦健康診査は、流産・死産された方も受けられます。

令和8年10月以降に受診される場合の 助成の流れ

（注）令和8年4月～9月に受診される方は申請方法が異なります。
詳細は、区公式ホームページをご覧ください。

● 都内契約医療機関を受診される場合

- ▶ 受診票を使用し、都内契約医療機関を受診ください
※令和8年4月以降に妊娠届出を提出された方は、母と子の保健バックに受診票が封入されております
※令和7年度に妊娠届出を提出された方で出産予定日が令和8年9月以降の方には、別途受診票を郵送しております
※受診票がお手元のない方は下記の問い合わせ先にご連絡ください。

● 都外の医療機関を受診される場合

※里帰り出産などにより、都内契約医療機関以外（都外医療機関や一部助産所など）で産婦健康診査・1か月児健康診査をお受けになった方は、里帰り出産等による妊婦健康診査等助成金申請と併せてご申請ください。

- ▶ 医療機関に受診票と健診依頼文をお渡しください
- ▶ 医療機関にて健診費用を一旦お支払いください
- ▶ 健康福祉センターの窓口または健康推進課に郵送でご申請ください
- ▶ 申請から約2～3か月で審査により決定した金額が口座に振り込まれます
※健診依頼文は下記の区公式ホームページからダウンロードできます。

※ 申請方法の詳細は、板橋区公式ホームページよりご確認ください >>>

